

別紙

奈良県総合医療センター院内保育所管理運営業務 見積条件

以下の内容で見積金額を算定し、積算根拠を明らかにすること。

また、以下の内容は実際の委託内容と異なる可能性がある。

1. 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

2. 対象児童

当センターの職員等（奈良県立病院機構正規職員、当センター勤務有期雇用職員、当センター勤務委託職員含む）または院長が認める者の子である生後3ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの児童

3. 保育形態

(1) 保育日

月曜日～土曜日

（年末年始（12月29日～1月3日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

(2) 保育時間

ア 通常保育：午前7時30分から午後6時30分まで

イ 延長保育：午後6時30分から午後7時30分まで（月～金曜日）

ウ 夜間保育：午後4時から翌午前10時まで（週2回）

エ 一時保育：午前8時から午後6時まで

4. 給食

(1) 給食（朝食、昼食、夕食、おやつ）を提供するものとし、受託者が準備すること。

(2) 調理は保育所内の厨房で行い、備え付けの設備・備品を利用すること。

(3) 栄養士又は調理師の資格を有する者を必ず1名以上配置すること。

(4) 調理及び盛り付け等に携わる職員については、概ね月1回の検便を実施すること。

5. 保育従事者

(1) 保育従事者は常時2名以上とし、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）、並びに企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき、保育児童数に応じた保育従事者を配置すること。

(2) 保育従事者については、すべて保育士有資格者とする。

6. 入所児童想定数（見積額積算用）

区分	0歳児	・	1歳児	・	2歳児	・	3歳児	・	4歳児	・	5歳児	・	計
通常保育	10名	・	10名	・	10名	・	5名	・	2名	・	2名	・	33名
夜間保育	2名	・	2名	・	2名	・	1名	・	1名	・	1名	・	9名

※令和5年9月実績（参考）

区分	0歳児	・	1歳児	・	2歳児	・	3歳児	・	4歳児	・	5歳児	・	計
通常保育	3名	・	9名	・	10名	・	9名	・	1名	・	2名	・	34名
一時保育	2名	・	2名	・	0名	・	0名	・	0名	・	0名	・	4名
夜間保育	1名	・	1名	・	1名	・	0名	・	0名	・	0名	・	3名

7. 見積書記載要領

- (1) 常に「6. 入所乳幼児想定数」が入所することを想定した上で、必要となる年間委託費総額を記入するとともに、通常保育、延長保育、夜間保育、給食（調理員等）、食材費、連携推進職員費、その他経費に区分し、項目毎の算出方法・内訳等がわかる明細を添付すること。様式は任意とする。
- (2) 通常保育における食材費、その他経費（保育児童の健康管理費、保育行事費等）を変動運営費として60名分記入すること。なお、食材費については、年齢毎に1日1人あたりの食事材料単価（昼食）を記入すること。
- (3) 健康診断及び歯科検診の費用を含むものとするが、それに伴う嘱託医は奈良県総合医療センターで対応する。
- (4) 連携推進職員の人件費を常勤換算で1名分記入すること。
- (5) その他、積算にあたっての詳細は仕様書に基づくものとする。

8. 留意事項

- (1) 毎月の委託料の支払金額は、保育従事者数や利用児童数によって変動する。
- (2) 年齢別の内訳は、見積金額算出のための想定であって、実際の入所児童数を保証するものではない。
- (3) 延長保育、夜間保育については、契約変更の対象とするが、見積書に記載のある見積金額を基準とする。
- (4) 当センターが実施する検収において、受託者の業務の実施内容が本仕様書の内容を満たしていないと判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行い、当該改善要求に対して、受託者側の対応が不誠実なものであると判断される場合には、当該月の委託代金を減額することができるものとする。